

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年10月9日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース） <毎月決算型> アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース） <年2回決算型>
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の 金額】	アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース） <毎月決算型> 継続募集額 上限 1,000億円 アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース） <年2回決算型> 継続募集額 上限 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年5月25日付にて提出致しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます）の記載事項の一部に下記の通り訂正もしくは追加を行うため、本訂正届出書を提出するものであります。

2. 【訂正事項】

下線部分は、訂正もしくは追加個所を示します。

第一部【証券情報】

(5) 【申込手数料】

< 訂正前 >

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.78%（税抜3.5%）となっております。

（略）

< 訂正後 >

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.24%（税抜3.0%）となっております。

（略）

第二部【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

2 【投資方針】

(2) 【投資対象】

各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

< 訂正前 >

外国籍投資信託

ファンド名 アムンディ・インターインベスト-リート・欧州（選定通貨、I2シェアクラス）

（略）

< 管理報酬等 >

信託報酬 純資産総額に対し年率0.80%

（略）

< 訂正後 >

外国籍投資信託

ファンド名 アムンディ・インターインベスト-リート・欧州（選定通貨、I2シェアクラス）

（略）

< 管理報酬等 >

信託報酬 純資産総額に対し年率0.51%

（略）

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

< 訂正前 >

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限 (本書作成日現在)	役務の内容
3.78% (税抜3.5%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

(略)

< 訂正後 >

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限 (本書作成日現在)	役務の内容
3.24% (税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

(略)

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.0584%（税抜0.98%）を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

【信託報酬の配分】		(年率)
支払先	料率	役務の内容
委託会社	0.20%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.75%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%(税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(略)

各ファンドが投資対象とする 指定投資信託証券	信託報酬	役務の内容
「アムンディ・インターイ ンベスト-リート・欧州」 (選定通貨、I2シェアクラス)	年率0.80%	投資信託財産 の運用・管理等 の対価
「CAMマネープールファンド (適格機関投資家専用)」	年率0.378%（税抜0.35%）以内 各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）に応じて次に掲げる率とします。 1. 当該率が0.35%以下の場合：当該率（当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2. 当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35	

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率1.8584%（税込）となります。

各ファンドの信託報酬年率1.0584%（税込）に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.80%）を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

< 訂正後 >

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.3446%（税抜1.245%）を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

【信託報酬の配分】		(年率)
支払先	料率	役務の内容
委託会社	0.465% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.75% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(略)

各ファンドが投資対象とする 指定投資信託証券	信託報酬	役務の内容
「アムンディ・インターイ ンベスト-リート・欧州」 (選定通貨、I2シェアクラス)	年率0.51%	投資信託財産 の運用・管理等 の対価
「CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)」	年率0.378%（税抜0.35%）以内 各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）に応じて次に掲げる率とします。 1. 当該率が0.35%以下の場合：当該率（当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合は、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2. 当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35	

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率1.8546%（税込）となります。

各ファンドの信託報酬年率1.3446%（税込）に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.51%）を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

5【運用状況】

<参考情報>

<訂正前>

（略）

上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

<訂正後>

（略）

上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成26年9月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年9月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

< 訂正前 >

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 - ・ 資本金の額 : 51,000百万円（平成26年9月末日現在）
- （略）

< 訂正後 >

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 - ・ 資本金の額 : 51,000百万円（平成27年3月末日現在）
- （略）